

# 国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルスの影響により、一定程度収入の減少があった方は、国民健康保険税の減免を受けることができます。

## 保険税の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、以下アイウのすべてに該当する世帯の方
- ア 事業収入等のいずれか（保険金等で補てんされるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少している
- イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下である
- ウ アに該当する事業以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
- ※要件を満たす方でも、前年の所得が0以下の方は減免になりません。**

## 保険税の減免額

- ①に該当する世帯の方は、全額免除
- ②に該当する世帯の方は、以下の計算式で減免額を決定します。

$$\frac{\text{世帯全員の保険税額} \times \text{生計維持者の前年の所得額}}{\text{世帯全員の前年の合計所得金額}} \times \text{減免割合}$$

※減免割合は前年の合計所得金額によって変わります。

※世帯全員とは、同じ世帯にいる被保険者全員のことです。

※減免の対象となるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている国民健康保険税です。

## 申請方法

- 減免を受けるには、申請が必要です。
  - 木城町税務課へ、申請書や収入状況が分かる資料等を提出してください。
- ※令和4年度分につきましては、7月上旬に発送を予定している納税通知書で税額を確認のうえ、申請書を提出してください。

## お問い合わせ

ご不明な点は、木城町税務課へお問い合わせください。

電話：0983-32-4732      メールアドレス：zeimu@town.kijo.lg.jp